

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項に基づき長泉町から提出された意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

また、この意見をこの公告の日から1月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェルディ長泉 駿東郡長泉町下長窪1076

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

城山産業株式会社 駿東郡長泉町下長窪1076 代表取締役 井口昭宏

3 意見に係る届出

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更

4 届出年月日

令和元年10月29日

5 意見の概要

騒音の予測値が騒音規制法に係る基準値を超過する場合には、騒音規制法第5条及び静岡県生活環境保全等に関する条例第52条に基づき、基準値を下回るよう対策を講じること。